

確認事項チェックシート

重要事項の確認となりますので、必ず内容を確認し、すべての□にレ点を付けて署名してください。

番号	確認事項	確認
1	「令和9年度保育園・小規模保育事業所入園のご案内」の内容を確認しましたか。	☐
2	申込内容は事実と合っていますか。裏面も確認し、重要事項（就労状況や出産予定、お子様の健康・発達上気になる点等）についても記載、申告していますか。 ※虚偽の申告や故意に申告しなかった場合は、入園が取り消しになる場合があります。	☐
3	申込締切日までに提出された書類で選考します。それ以降に提出した書類は、「保育施設利用調整基準表」に基づき選定の際に減点となります。	☐
4	入園の意思がなくなった場合は、「保育園入園申請取下届」をこども係に提出してください。	☐
5	【転園申込】転園申込の方が内定を辞退した場合、転園前の施設には別の方が入園しますので、転園前の施設には戻ることはできず、退園となります。	☐
6	入園が内定した場合、入園前に必ず施設での面接を行ってください。 公立保育園に入園する0歳児については、給食の試食があります。試食については入園日の2週間前ごろ、保護者から園へ連絡をいただき、日程を調整します。試食の結果、お子さまに負担がかかる（食べられない、固すぎる）場合は、入園の時期の変更をお願いすることがあります。	☐
7	内定になった場合でも、面接や健康診断で集団生活が難しいと判断された場合は、入園の承諾ができない可能性があります。 また、病気や障がいの程度によっては、受入れ態勢が整うまで入園をお待ちいただく場合があります。	☐
8	利用開始当初はお子様を保育施設の環境に慣らすため、通常5日間ならし保育を行います（転園の場合も同様です）。 お子様の状況によっては、ならし保育期間が長くなる場合があります。	☐
9	【求職活動で入園した場合】入園日から3カ月以内に勤務を開始し、就労証明書を提出してください。3カ月以内に提出がない場合は、退園となります。	☐
10	【出産予定がある場合】入園日が出産予定日前6週にかかる場合は【妊娠・出産】要件での認定及び入園となります。	☐
11	【産休・育休明けで入園した場合】職場に復職する1カ月前から復職後1カ月以内に就労証明書を提出してください。提出がない場合は退園となります。 ※復職後にご提出いただいた場合、その月は標準時間での利用はできません。	☐
12	入園後、勤務状況（産休・育休の取得、転職等）や家庭状況（出産、結婚、離婚等）に変更が生じた場合は、速やかにこども係にご連絡ください。 連絡がない場合、保育料、副食費に影響する場合があります。	☐
13	継続入園の要件は、新規入園の場合と同じです。要件を満たさなくなった場合（退職・病気全快等）はその時点で退園となります。	☐
14	欠席期間中も在籍扱いとなるため、保育料がかかります。ただし、明確な理由により1カ月以上休む場合は減免ができます。該当する場合は5日以内にご相談ください。	☐
15	0～2歳の利用者負担額（保育料）は未申告等により住民税不明の場合には、最高額で算定します。また、3～5歳の副食費は免除になりません。	☐
16	利用調整の結果、募集園児数を超える申し込みがあった場合は、保育園・小規模保育事業所に入園できない場合があります。	☐
17	こども係が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、その情報に基づき決定した認定内容・利用者負担額について特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。	☐
18	利用の際には施設の規定を守り、利用料は責任をもって期日までに納入することを誓約します。	☐
19	通園中または通園予定となる特定教育・保育施設等および町の保健師・心理士等に記載内容の情報共有や聞き取りをすることに同意します。	☐

以上のことについて確認し、了承しました。

令和 年 月 日 保護者氏名

保護者氏名